

墨田区のお知らせ

No.2067

2023年
(令和5年)

4/11

毎月1日・11日・21日発行

◆2面以降の主な内容

2・3面…新型コロナウイルス感染症の関連情報等

4・5面…区内の飲食店などをより安心して利用できます

6～8面…講座・教室・催し・募集

ひと、つながる。
墨田区SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

墨田区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>

認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ

区では、全ての人が多様性を認め合い、人権を尊重する共生社会の実現のために、さらなる男女共同参画と多様な性を尊重する取組を推進しています。

今号1面では、4月から施行された「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」と、「墨田区パートナーシップ宣誓制度」の概要をご紹介します。

[問合せ]人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当 ☎5608-6512

墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例

● 条例の目的

女性と男性の格差や差別の解消と、多様な性の尊重を推進すること。

* 本条例は「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を改正したもの

● 条例の主な理念

▶ 性別等に起因する格差や差別の解消 ▶ 多様な性(性的指向・性自認等)の尊重 ▶ 性別役割分担意識の解消 ▶ あらゆる分野の政策形成過程や意思決定への参画 ▶ 個人の自己決定の尊重と、全ての人の方の生き方の尊重 等

● 苦情調整委員会

以下の事案について、苦情調整委員会(問合せ先)へ申し出ることができます。

▶ 性別等に起因する差別等による人権侵害に関すること

▶ 区が実施する男女共同参画に係る施策に関すること

(例) 区の刊行物に、家事や育児が女性だけの役割のように描かれている。

[問合せ]人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当 ☎5608-6512

墨田区パートナーシップ宣誓制度

● 制度の概要

性別等に関わらず、地域の中でパートナーとともに安心して暮らすことを支援するための制度です。パートナーシップ関係にあることを区長に対し宣誓することで、受理証明書等が交付されます。

● 制度の対象者

婚姻制度を利用できない、または利用しづらいカップル(性的マイノリティのカップルや事実婚の方々等)が対象です。

● 宣誓の手続

事前に問合せ先へ予約が必要です。

[問合せ]人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322

講演会

[テーマ]ジェンダー平等時代に生きる君たちへ“子育ての中のジェンダー・バイアス”

[講師]太田啓子氏(弁護士) *「これからの男の子たちへ」著者

[とき]5月27日(土)午前10時～正午

[ところ]すみだ女性センター(押上2-12-7-111)[対象]区内在住在勤在学の方[定員]先着100人[費用]無料[申込み]当日直接会場へ[一時保育]事前に住所・氏名・電話番号を、電話またはファクス、Eメールで人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当 ☎5608-6512・FAX5608-6934・✉jinken@city.sumida.lg.jpへ



ESDGsは、私たちがこの地球で暮らし続けていくために、2030年(令和12年)までに達成をめざす世界共通の17の目標です。1面に掲載する事業がめざす目標をアイコンでお知らせします。



5 ジェンダー平等を
実現しよう



16 平和と公正を
すべての人に